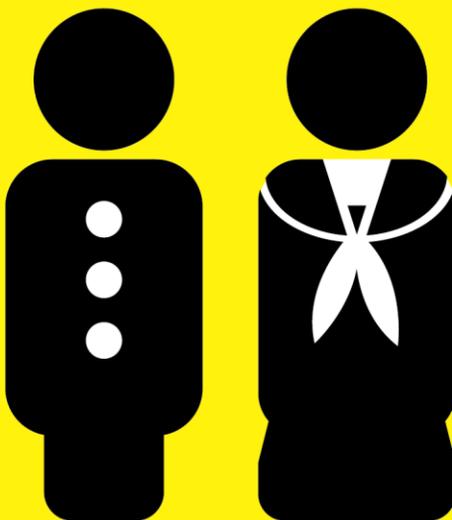


消費者トラブルや 悪質商法にご注意ください



「美（び）」と「金（かね）」に関するトラブルに注意！

－成年年齢引下げから1年－

令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられてから1年が経過しました。全国の消費生活センターには、18歳・19歳の若者から「脱毛エステ」等の「美（び）」に関する相談や「副業」等の「金（かね）」に関する相談が寄せられています。

・「美（び）」に関するトラブルでは、エステの「無料体験」など、**安さのみが強調された広告等の文言をうのみにしないこと**、また、エステなどの長期間の契約は、高額になりやすいため、**契約期間や総額、解約条件をしっかりと確認**することが大切です。

・「金（かね）」に関するトラブルでは、「**放置したままで報酬**」などといった**簡単に儲けられることを売りにする広告をうのみにしないこと**、「**すぐに元を取れる**」などと**契約をせかされても、借金をしてまで契約をせず**に、冷静に判断することが大切です。

トラブル防止のために、

- ・ 契約をせかされても、その後のことも考えて慎重に検討し、その場で契約しない！
- ・ 「自分で決めたほうが良い」と言われても、不安な場合は、家族など周囲の人に必ず相談！

困ったとき、
心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県「成年年齢引下げ」特設WEBサイト



開設しました！
ぜひご覧ください

徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館7階

TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページはコチラ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

